

表1 「バケーション取得のための特別移動許可」と「段階的な規制緩和計画」との対応関係

規制緩和計画の段階	外出のための許可申請 ※夜間の外出禁止令の時間帯を除く	州をまたぐ移動	バケーション取得のための特別移動許可
第1段階	常に必要 ※回数、用途の制限あり	原則として不可	対象外(出発地とも目的地ともなり得ない)
第2段階	土日祝日のみ必要 ※回数、用途の制限あり		第2段階以降の措置が適用されているコムーナを目的地とする移動に限り、対象期間中に1度のみ申請可 対象期間:2021年1月4日～3月31日
第3段階以降	不要	第3段階以降の措置が適用されているコムーナを目的地とする移動に限り、可(要申請)	目的地のコムーナに第2段階の措置が適用されている場合のみ、申請の対象となる

(出所)チリ保健省

表2 「バケーション取得のための特別移動許可」の州別内訳(1月24日時点)
(単位:件、%)

州	出発地	割合	目的地	割合
アリカ・パリナコタ	7,533	0.7	8,127.0	0.7
タラパカ	1,622	0.1	1,364.0	0.1
アントファガスタ	27,779	2.5	15,296.0	1.4
アタカマ	11,980	1.1	18,022.0	1.6
コキンボ	39,501	3.5	120,393.0	10.7
バルパライソ	127,136	11.2	335,842.0	29.7
首都圏	693,457	61.3	180,506.0	16.0
オイギンス	29,766	2.6	59,661.0	5.3
マウレ	34,387	3.0	66,570.0	5.9
ニュブレ	19,691	1.7	38,802.0	3.4
ビオビオ	39,252	3.5	44,909.0	4.0
ラ・アラウカニア	41,623	3.7	126,863.0	11.2
ロス・リオス	15,834	1.4	54,353.0	4.8
ロス・ラゴス	26,139	2.3	44,652.0	3.9
アイセン	3,702	0.3	6,233.0	0.6
マガジャネス	11,048	1.0	8,857.0	0.8
国内計	1,130,450	100.0	1,130,450.0	100.0

(出所)チリ警察